

第5回 JCHO 高岡ふしき病院地域協議会

日時 平成29年7月27日(木) 15時30分
場所 JCHO 高岡ふしき病院2階会議室
各委員 行政：高岡市福祉保健部健康増進課長、
保健センター所長 上見 弘昭
医師会：高岡市医師会幹事 たみの医院長 民野 均
地域：元古府校区自治会連絡協議会 副会長 関 永文
病院：高岡ふしき病院 院長 高嶋 修太郎
同 副院長 宮崎 幹也
同 事務長 小西 治久
同 総看護師長 坪井 ちえみ

内 容

高嶋院長により、第5回地域協議会開催の挨拶を行い、協議会の開催趣旨(独立行政法人地域医療機能推進機構協議会設置要綱第5条)により、高嶋院長が議長となり議事に入った。

議 事

- 1、地域協議会の目的及び運営実績と運営方針、地域包括ケアシステムにおける今後の取組みを、高嶋院長より説明した。
 - (1) 当院の診療科、患者(入院・外来)状況、財務経営状況の推移について説明
 - (2) 健診、地域連携、訪問診療、訪問看護について説明
 - (3) 地域ケアシステムについて説明
- 2、院内の今後の整備状況について説明した。

当院のスローガンとして、安心して暮らせる地域作りに医療を通じて貢献することが私どもの病院の役割です。

今後、電子カルテ化をして診療システムの効率及び外来を改修し、内科等を拡充して患者の利便性を改善するとともに、医療レベルの向上を目指して、地域の医療に貢献していきたいと考えている次第です。
- 3、各委員からの意見
関委員(元古府校区自治会連絡協議会副会長)
訪問診療と入院をさせることの線引きについて伺いたい。

高嶋院長

訪問診療は、基本的には通院が困難な患者さんを、こちらから出向いて容態を確認します。確認して必要な処方・治療をしますが、どうしても病状が悪くなっていて、レントゲン、検査また治療が必要な場合は入院をしていただくこととなります。

宮崎副院長

患者さんの状態が落ち着いている人は訪問診療ですし、不安定な人は入院となります。

関委員

本人の希望もあるでしょうが、症状が重度の場合は入院ですね。

宮崎副院長

訪問診療の患者さんでも、状態が悪くなればいつでも入院していただきます。

関委員

素人考えでは、訪問までしていただくと大変だと考えますので、単純に患者さんに入院をしてもらった方が良いのではないかと思います。

民野委員（高岡市医師会幹事たみの医院長）

法的には通院が基本なのです。

病院へ行って診療を受け、薬をもらって治療するのが基本です。

一人暮らしで、外に出られない、歩けない方のためにできたのが、訪問診療制度です。家で過ごせない（状態の悪い方）患者さんは入院していただくことになっています。

一般的に病院は、急性期医療の病院と、長期に亘って診てもらえる慢性期医療の病院とがあります。こちらの病院も急性期の一般病棟の他に、長期に亘って診てもらえるシステムの地域包括ケア病棟もあります。

急性期ですぐに自宅へ帰れる患者さんは、自宅に対応していただくこととなりますし、その時に病院へ通院できませんよと言われれば、訪問診療していただきましょうかとなります。

関委員

根本的には医者判断に基づきます。

民野委員

生活が困難と言われる患者さんは、施設（特養・認知）で生活をしていただくようなシステムを取っていただくこととなります。

高嶋院長

基本的には症状が悪くなったら入院をすることになりますが、場合によっては夫婦の一方が病気で面倒を看きれなくなった時に、レスパイト入院をする場合もあります。

関委員

誰に聞いてどのように動けば良いのか分からなかったのですが、説明を聞いて良くわかりました。

高嶋院長

病気になって具合の悪い方は、地域包括支援センターにケアマネジャーがいますので生活等について相談してください。病気があった場合、ケアマネジャーから病院に連絡を取っていただいて、訪問看護が必要でしたら訪問看護が行きますし、具合が悪くなりましたら訪問診療に行くこととなります。

地域包括支援センターのケアマネジャーと病院の地域連携室との連携により、患者さんの状況を判断していくこととなります。

関委員

町内独居老人について、精神的なことでご迷惑を掛けた方がいて、どう対応して良いか分からなかったことがありました。

高嶋院長

本人の認知症が酷く、独居で保護者がいない場合でも、基本的には強制入院はできません。

措置入院させる場合は精神科疾患で、公共に害を与える状態で危険性が高い場合、精神科の専門医の認定を受けた医師2名で入院を決定しなければなりません。

関委員

措置入院は精神科ですか。

高嶋院長

そうです。患者さんが拒否できて、だれが見ても具合が悪い状況がありますが、その時は行政等（地域包括支援センター）に相談するのですが、正解が中々見出せないのが現状です。

上見委員（高岡市福祉保健部健康増進課・保健センター所長）

介護保険の対象者の方は、地域包括支援センターにケアマネージャーがおりますので相談していただき、困難な場合は、市役所高齢介護課へ相談していただければ、殆どの事案は解決できると思います。

民野委員

どこにも行くのが嫌だという人がいまして、このような方は独居です。とにかく介護申請を出さなければいけないので、診察だけでも必要な場合は、地域包括支援センター職員、ケアマネージャー、市福祉課職員、自分と4名で行って、本人が嫌だと言ってもサービスを受ける時には1回は必要だからと言って説得をし、診察をして書類を書く。書類は1回だけではない。その当時（現在は1年）6ヶ月後に再度ださなければいけない。その書類を書くのに、また行かなければならないか来ていただくかです。その方は来ていただきました。地域にお住まいの方で、生活困難事例を地域包括支援センターで把握して、どのように生活を支援していけば良いのか検討し、6ヶ月後にどのように反映されているかの再評価のシステムを構築しようとしている。医療より日常生活上の問題の方が多いです。

高嶋院長

地域包括センターのケアマネージャーを決めるためには、介護認定の制度で動いているわけですので、介護認定を最低限取っていただくことです。

上見委員

高齢者の方であれば今、言われたことが窓口で進めば良かったかなと思います。

高嶋院長

高岡ふしき病院に対してご意見がございますか。

民野委員

これだけ少ない人数でこれだけの仕事をされていることを感謝するだけです。

民野委員

以前から、宮崎先生は地域の会合で呼んでいただければ行きますとおっしゃられていましたが、その時に病院のシステムとかを話していただければと思います。

宮崎副院長

今でも、いろんな題目で健康講座を実施しております。

4、小西事務長より地域協議会時のご意見に対して説明

(1) 健康増進センターが検診バスによる集団検診を減らす中で、高岡ふしき病院さんは増やせる要因がありますか。

7月20日に新しい健診車を配置し、今後より一層健診車による検診を実施していきたい。市のがん検診等にも対応していきたい。

(2) 地域包括ケア病棟、在宅医療、訪問看護の広報による周知を行なったらどうですか。

ホームページ、広報誌年2回「かたかご」、年4回「ふしき健康だより」を発行、「ナーシングビジネス」に地域包括ケア病棟等を紹介。

健康講座を28年度は11回実施、講師も院長をはじめ多職種で講演をしています。

29年度も自治会役員さんを集め実施しています。院長も2回講演をしています。

(3) 病院食に対して少し味がどうか。

顧客満足度調査でメニュー、味に対して年々良い評価をいただいております。また、ご意見に対して一つ一つ見直しを掛けております。

温冷配膳車を配置し、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくと提供できるようにしました。

また、食器を購入して、見栄えについても見直しを図りました。

(4) 外来待ち時間が長いのでは。

患者さんがスムーズに診療を受け、少しでも待ち時間がないように、外来

待合ブースの改修を委員会で検討しています。

また、喫茶室の要望については予算面がありますので、今後検討をしていきたいと思えます。

(5) 巡回バスの運行を病院が担うことができないのか。

路線バスが半減してしまったので、5月に加越能バスへ説明を求めるとともに増便を求めたのですが、赤字幅が大きいので現状においては厳しいとの回答でした。

今後、病院での巡回車を出して欲しいとの要望がありますが、開業医の先生方のご理解が必要ですし、加越能バスの更なる減便に繋がることとなります。

今後模索は必要と考えますが、難しい面もありますので、今後検討させていただきます。

関委員

地域医療機能とは、地域の交通機関も含めて医療機能と考えて行政の面で反映させていただけないでしょうか。

宮崎副院長

病院、診療所等を回るバス等があれば理想ですが。

関委員

自分は免許を返納しまして、特に不便さを実感しております。

民野委員

バスの送迎を行なっているのは、他にはいろいろな病院があります。経営母体の問題ですので、独立行政法人とか市とかは外に利害関係があるからすぐには走らせられない。市に申し込んでも難しいと思えます。

民野委員

個人医院へ通院されている患者さんを、自分のところへ誘導していることとなります。利益誘導ということになりますので、外から反対意見がでます。

関委員

病児保育「おひさま」について、学校、保育園、幼稚園等から、直接子供

を搬送しても受入をしてもらえますか。

坪井総看護師長

現状は、保護者の方に直接連れて来てもらっています。

民野委員

法律的に無理なんです。事故が起こった場合、その責任をどこが負うかです。職員に対しては労災等の補償がありますが、お子さんに対しては何も保障がないです。

ここの病児保育へ連れて来るのは、親御さんです。

坪井総看護師長

原則連れて来ていただくのは、親御さんです。

お子さんの状況もアレルギーがあったりして、対応が難しい場合もありますので、その場合は患者情報をきちんと提供していただかないと、安心してお預かりすることができませんので、親御さんに話を聞かせていただくことが原則です。

高嶋院長

本日はお忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。

他にご意見がないようですので、これをもちまして地域協議会を終了させていただきます。

いつでも結構ですのでご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

以上